

「兵役拒否・平和主義・エキュメニズム」研究会
「制服を着た市民」の終焉？
 一国外派兵常態化のドイツ

木戸 衛一

はじめに

作家の故・小田実氏の言葉を借りれば、日本とドイツはともに、「殺し、焼き、奪う」歴史のあと、「殺され、焼かれ、奪われる」に至った歴史を背景に、第二次世界大戦後平和主義的な志向をもつようになった¹⁾。だが、冷戦終結から30余年、両国は、グローバルな経済権益をグローバルな軍事力の展開で確保しようとする新自由主義的な軍事・外交政策を進め、「反ミリタリズム・コンセンサス」の政治文化を空洞化させようとしている。本稿では、「過去」との断絶を図った戦後（西）ドイツの軍隊システムやそれに関する民意が、国外派兵が常態化した今日、どのように変化しました継続性を保っているのかを分析する。

1. 「制服を着た市民」の制度化

第二次世界大戦で無条件降伏したドイツで1949年に誕生した東西分断国家は、いずれも日本の9条のような憲法条項を持たなかった。5月23日に成立した連邦共和国（西ドイツ）は、基本法第26条で「諸国民の平和的共存を阻害するおそれがあり、かつそのような意図でなされた行為、とくに侵略戦争の遂行を準備する行為は、違憲である」と定める一方、第4条3項で「何人もその良心に反して、武器をもってする戦争の役務を強制されない」と兵役拒否の権利を認めた。他方、10月7日に成立した民主共和国（東ドイツ）は、憲法第5条で「すべての国民との友好関係の維持・保全是国家権力の義務である。市民は、ある国民の抑圧に資する戦争行為に参加してはならない」と規定した。

東西対立の激化に伴い両国はそれぞれ、東西の軍事同盟に編入されていく。西ドイツの再軍備構想に対し、若者たちは「僕はごめんだ」運動（Ohne-mich-Bewegung）で抵抗した。告白教会の創設者の一人、マルティン・ニーメラーは1950年10月4日、コンラート・アデナウアー首相への公開書簡で、再軍備に関する国民投票を求め、やはり告白教会で活動したグスタフ・ハイネマン内相は再

軍備に反対して10月9日に辞任した。翌年4月には、再軍備反対の署名が約600万筆集まった。世論は、再軍備について「反対」43%・「賛成」39%（1955年2月）、兵役拒否について「許されるべき」45%・「許されない」39%（1955年1月）と割れていた²。

こうした状況のなか、1955年5月5日に連邦軍が誕生し、翌年7月21日に徴兵制が施行された。1956年3月19日に基本法が改定され、第17a条（防衛目的および代替役務に関する法律による基本権の制限）や第87a条（軍隊の設置と権限）が追加された。

西側陣営の一員となる連邦軍にとって、「ドイツ国と民族の総統、国防軍最高司令官であるアドルフ・ヒトラーに対し進んで無条件の忠誠を尽くし」（1934年8月2日以降の忠誠宣誓）た過去から断絶することは絶対に不可欠であった。今や兵士は、盲目的に命令を受けるのではなく、分別と確信から行動する「制服を着た市民」（Staatsbürger in Uniform）とされ、兵士の自己理解の基盤を形成する「内面指導」（Innere Führung）が重視された。1956年7月には、現役・退役の連邦軍関係者、家族、遺族の利益団体として「ドイツ連邦軍連盟」（DBwV）が設立された。

1956年3月の基本法改定で導入された軍事オンブズマン（防衛監察官）制度は、連邦議会が連邦軍に議会的統制を行う補助機関である。連邦議会の評決で決定される防衛監察官の任期は、立法府の任期（4年）と異なり5年とされている。2020年4月に就任した第13代エファ・ヘーグル（社会民主党：SPD）は、歴代で2人目の女性防衛監察官である。

防衛監察官は、上官・同僚の嫌がらせや人事・給付・施設面などに関する兵士からの陳情を受け付け、部隊・施設に立ち入り調査し（抜き打ち検査もある）、年に最低1回、連邦議会に連邦軍の現状に関する報告書を提出する。兵士の人権を守る観点では有意義な制度であるが、その眼目が決して軍縮にないことは忘れてはならない³。

2. 冷戦後の状況変化と世論状況

冷戦が終結し、1990年10月3日、「ドイツ統一」が実現した。それに先立つ9月12日に東西ドイツと米英仏ソが署名した「2+4条約」は、「ドイツの地から平和のみが発する」（第2条）と謳い、37万人規模への兵力削減、大量破壊兵器の放棄、旧東独領での核兵器配備・外国軍駐留の禁止などを取り決めた。

「統一」後ドイツの安全保障政策のあり方について、世論は東西でかなり対照的であった⁴。まず同盟関係について、西では「NATO 残留」が52%だったのに対し、東は「中立は可能」が51%と正反対であった（1990年6月）。また新兵補充のあり方をめぐって、西では「徴兵制維持」が50%（1991年3月）→55%（1995年4月）→48%（2000年6月）と推移したのに対し、東では「徴兵制廃止」が56%→35%→41%であった。これらの数値は、東独市民が「統一」を渴望したとは言え、西側の外交・軍事システムへの編入を無条件に歓迎したわけではないことを示している。

1991年1月16日に始まった湾岸戦争は、「統一」直後のドイツにも深刻な影響を及ぼした。開戦前後から各地で若者を中心に、「石油のために血を流すな!」といった反戦運動が活発化、東独市民の68%、西独市民の60%が「湾岸戦争に不安を覚える」と答えた（1991年2月）。

当時のドイツにとって、NATO 域外への派兵は論外であった。東独からの撤兵を余儀なくされたソ連が「2+4条約」を批准したのは、1991年3月4日である。湾岸戦争に際しヘルムート・コール首相はいわゆる「小切手外交」を展開し、多国籍軍に169億マルクを提供した⁵。しかしそれが米国の不興を買ったため、ドイツ政府は「カネだけでなく人も出す」方針をとるようになった。

次の試練は、1991年から激化したソマリア内戦である。1993年5月、平和強制と国家建設を任務とする第2次国連ソマリア活動を支援するドイツは、戦後初めてNATO 域外に国連軍兵士を展開させた。これについて、週刊誌『シュピーゲル』1993年第17号（4月26日）は、「ドイツ人が戦争に？」を特集、外交が確たる方針を持たず、ドイツでもついに戦争が政治の手段となりつつある状況を批判した。

ソマリア、アドリア海、ボスニア上空と、国連平和維持活動への連邦軍の参加が拡大するのを受け、当時野党のSPDはその合憲性について提訴した。1994年7月12日連邦憲法裁判所は、連邦軍のNATO 域外派兵について、議会の承認を条件に「合憲」の判決を下した。この判決は、「軍隊は、防衛を除いては、この基本法が明文で認めている場合しか出動することができない」と定めた基本法第87a条第2項からの遊離を意味している。

この時期世論は、わずか17%しかソマリアでの国連の活動への参加を「成功」と見なかった（1993年12月）。また、ドイツが国連の軍事活動に参加すべきか資金援助にとどめるべきかについては、「軍事活動に参加すべき」が50%（西53%・東37%）、「参加すべきでない」31%（西28%・東42%）と意見が分かれていた（1993

年1月)。連邦軍のあり方についても、「徴兵制の維持」46%（西45%・東48%）、「職業軍への転換」44%（西45%・東41%）と同様であった（1996年9月）⁶。このように、かつての侵略・絶滅戦争と無条件降伏を経て市民の間に培われた反ミリタリズム・コンセンサスは、なお根強いものがあった。

奇しくもこの頃、軍事化の流れに抗うかのような出来事が相次いだ。1994年9月19日、連邦憲法裁判所は、ヴァイマル共和国時代の文筆家クルト・トゥホルスキーの「兵士は人殺しだ」という文言のステッカーを貼って民衆扇動罪に問われた平和運動家に、引用の明示を理由に無罪を言い渡した。1995年3月5日、ハンブルクで開催した「絶滅戦争—1941年から1944年までの国防軍の犯罪」展は、国防軍が東部戦線で戦争捕虜・ユダヤ人・一般市民を殺戮し、ホロコーストに積極的に加担したことを示し、「ナチスとは異なり伝統的な国防軍は清廉だった」という神話を崩壊させた。1997年5月15日には連邦議会が、脱走を理由に軍法会議で有罪に処せられた国防軍兵士の名誉回復と補償金の支給を決議した⁷。

3. 国外派兵の常態化

1999年3月24日、ドイツはNATOの一員として、ユーゴ空爆に参加した。第二次大戦後初めての実戦参加である。戦後ドイツで自明の公理だった「アウシュヴィッツを繰り返さない」と「二度と戦争をしない」は、「アウシュヴィッツのような人権侵害を止めるためには戦争もやむをえない」へと大転換した。しかもそれはよりによって、反戦・平和運動と縁の深いSPDと緑の党の連合政権によって断行された。ドイツないしNATO加盟国を攻撃していないユーゴへの空爆は基本法第26条に違反するとの違憲訴訟は、ドイツは侵略戦争の準備（傍点筆者）には関与していないとの理屈で退けられた。

ユーゴ空爆に対し、世論は、西独市民の64%が賛成したが、東独市民は56%が反対した（1999年4月）。NATOのコソヴォ介入の仕方をめぐっては全体として、「空爆で十分。地上軍の投入は危険すぎる」42%、「空爆ですらやりすぎ。NATOは軍事介入してはならなかった」31%、「最初から地上軍も投入すべきだった。空爆だけで目的は達せられない」16%という意見分布であったが、東独では空爆反対が57%を占めた（1999年5月）。

2001年の「9・11事件」後、ゲアハルト・シュレーダー首相（SPD）は、米国との「無制限の連帯」を表明、ドイツはアフガニスタン派兵に踏み出した。連邦議会は、まず2001年11月16日、内閣への信認と結びついた、「不朽の自由作戦」

への参加を可決、さらに同年12月22日、国際治安支援部隊（ISAF）への派兵を可決した。こうして連邦軍は2002年1月2日、アフガニスタンの首都カブールに着任した。

本格的な国外派兵に臨んで、ペーター・シュトルック国防相（SPD）は、「ドイツの安全はヒンドゥークシでも守られている」（2002年12月4日）、「連邦軍が介入する可能性のある地域は、全世界だ」（2004年1月13日）などと発言した。ハンス＝オットー・ブッデ元陸軍幕僚長は、「近くの家族と住んで、夕方5時半に帰宅していた「制服を着た市民」は、もう勤め上げた。我々には古代風の戦士と、ハイテク戦争を遂行できる者が必要だ」（2004年2月29日付『ヴェルト』日曜版）と、「制服を着た市民」からの脱皮を要求した。国外派兵の常態化に伴い、2005年3月18日の議会関与法は、連邦議会がその目的・規模・費用に関する閣議決定を検討して、これに同意ないし拒否することを定め、「議会軍」としての連邦軍のあり方を再確認した。

当初マスメディアで、現地の民生安定に寄与すると持ち上げられていた駐留連邦軍兵士は、早くも2002年3月6日に事故により、さらに2003年6月7日には自爆攻撃によりカブールで死傷者を出した。2003年10月24日、連邦議会は、連邦軍がクンドゥーズで米軍から地方復興チーム（PRT）を引き継ぎ、現地の武装解除に当たることを承認した。そのクンドゥーズでも自爆テロが起こり、2007年5月19日に市場で連邦軍兵士3名が死亡、翌年10月20日には2人、翌々年6月23日にも3人が死亡した。逆に2009年9月4日には、100名もの民間人犠牲者を出す空爆事件を引き起こした。

このような状況を受けて、2008年10月24日、フランツ・ヨーゼフ・ユンク国防相（キリスト教民主同盟：CDU）は、「わが国のため、平和のために出動して倒れた死者」と、初めて「戦死者」の語を口に出した。2010年4月4日には、カール＝テオドール・ツォーグテンベルク国防相（キリスト教社会同盟：CSU）が、アフガンの状況は「戦争」だとあけすけに語った。他方世論の反応は、2009年7月2日、第一テレビ（ARD）の調査によれば、アフガン派兵について「継続」27%に対し、「できるだけ早期に撤退」が69%、「戦争」の概念について「妥当」が58%、「不適當」が39%であった⁸。

しかしながら、国外派兵の方針自体は決して改められなかった。連邦議会は毎年、世論の3分の2が反対するアフガン派兵に3分の2の賛成多数でお墨付きを与え続けた。2009年には、新たに「勇敢栄誉勲章」が制定され、7月6日、アフガン

に駐留した連邦軍兵士4人に授与された。また9月8日には、国外に送られて死亡した兵士を称える「連邦軍榮譽記念碑」が国防省の敷地に落成した⁹。

2010年5月22日、ホルスト・ケーラー大統領は、「我々の利益を守るため・・・非常の場合に軍事力の投入が不可欠」と、「国益」のための国外派兵を露骨に肯定して、辞任に追い込まれた。ヨアヒム・ガウク大統領は2014年1月31日、ドイツが軍事面で「よきパートナーとして、より早期に、より決然と、より実体的に役立つべき」だと注文し、「世間知らずか居心地の良さを隠すために、ドイツの歴史的罪責を利用」しないように訴えた¹⁰。このガウク発言は、前年の安全保障政策文書「新しいパワー、新しい責任」を下敷きにしている¹¹。この文書は世界を、志を共有する「共闘者」、BRICSなどの「挑戦者」、イラン・北朝鮮・破綻国家などの「妨害者」の3つに分類し、外交の軍事化を示したものである。

他方世論はやはり、国外派兵に対し依然自制的であった。「ドイツは世界でより多くの責任を担うべきか、自制すべきか」について、アフガン派兵が始まった2002年こそ「より多くの責任を担うべき」が41%と相対多数であったが、間もなく「自制すべき」が43%（2005年）→52%（2007年）→65%（2008年）と圧倒していった¹²。

「ドイツの安全はインドゥークシでも守られている」という国防相発言は、2003年6月の時点では、「その通りだ」57%、「行き過ぎだ」42%と一定の理解を得られたように見えるが、7年後には「ドイツは実際にはインドゥークシで守られていない」69%が、「派兵はドイツの安全に寄与している」15%を圧倒した¹³。アフガン派兵自体についても、「失敗だった」59%が、「失敗とは言えない」21%を大幅に上回った。

国外派兵そのものについても批判的で、「多すぎる」が50%（西48%・東62%）で「適度である」30%（西32%・東23%）と凌駕した（2006年10月）¹⁴。将来の国外派兵についても、「将来は自制する」が50%（2007年）→63%（2008年）と、「将来も参加する」34%→19%を引き離した。

4. 徴兵制「中断」の意味

2011年7月1日をもって、ドイツは兵役義務を「停止」した¹⁵。旧西ドイツでは、徴兵拒否は憲法上の権利として明記されていたが、拒否の理由はいくまで「真正な良心的理由」とされ、政治的理由などは認められなかった。このため、徴兵制は基本法第12条「職業の自由、強制労働の禁止」に抵触するとの批判が絶えな

かった。また、民間役務法第79条が定めているように、防衛事態に際し無期限の民間役務が可能とされ、軍務と民間役務は相互補完的な関係にあった。他方旧東ドイツでは、西ドイツより遅く1962年1月に徴兵制が導入されたが、軍務を拒否する者のために1964年9月、東側諸国では特異な「建設兵士」の制度が設けられた。

冷戦終結後、徴兵期間は12カ月(1990年10月～1995年12月)→10カ月(1996年1月～2001年12月)→9カ月(2002年1月～2010年12月)→6カ月(2011年1月～2011年6月)に短縮された。また民間代替役務の期間は15カ月(1990年10月～1995年12月)→13カ月(1996年1月～2000年6月)→11カ月(2000年7月～2002年12月)→10カ月(2002年1月～2004年9月)と短縮され、2004年10月以降は兵役期間と同一になった。

徴兵制のあり方をめぐっては、2000年5月23日、リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー元大統領を座長とする計20名の委員会が、報告書「共通の安全保障と連邦軍の将来」を提出したが、その内容は、プロの介入軍の方向に連邦軍を改革するよう促すものであった。2009年9月の時点で世論は、「徴兵制の維持」に賛同するのが39%（西39%・東42%）、「職業軍隊への移行」に賛同するのが44%（西44%・東43%）、また軍事費の削減については、賛成43%、反対37%で分かれていた¹⁶。

2010年10月26日、連邦軍構造委員会の報告書「出勤から考える。集中・柔軟性・効率」が公表された。報告書では、すべての成年男女に、福祉・教育・環境保護・災害救助・開発援助・軍務など、自由意思で選択できる、23カ月までの奉仕活動が提供され、連邦軍自体は「コンパクトで効率的で、同時に高性能の軍隊」に移行することが求められた。つまり、徴兵制「中断」の眼目は介入能力の向上にあるのであり、軍縮的な意味は全くなかったのである。また、ギリシャ債務危機を機に他のユーロ圏加盟諸国に緊縮財政を強要すべく、自ら財政規律の範を示す思惑があったことも見逃せない。

兵役・民間代替役務が「停止」されることへの対応として、同年11月16日、連邦家族省によって連邦ボランティア奉仕活動法が取りまとめられ、12月15日、閣議決定された。翌年3月24日、連邦議会は、わずか1時間足らずの討論の後CDU/CSU・自由民主党(FDP)と緑の党の賛成で、7月1日をもって徴兵制を「停止」することを可決した。ただし、緊急事態(基本法80a条)・防衛事態(同115a条)に際し、再び徴兵制が活用される可能性は残されている。

連邦軍の新兵補充は、兵役を「中断」することで、やる気のある若者を連邦軍に迎え、効率化を図れると期待した当局の思惑どおりには進まなかった。『南ド

イツ新聞』によれば、志願兵の数は、2011年1万9587人、2012年1万1144人、2013年8758人、2014年9304人、2015年8792人で、慢性的な兵員不足に陥った¹⁷。加えて2015年には、1918人の新兵が試用期間に除隊し、192人は適性の欠如を理由に連邦軍に解雇された。ハンス＝ペーター・バルテルス防衛監察官（SPD）は当時、問題は新兵個々人の次元ではなく、連邦軍のシステムにあるとしている。

他方で、わずか17歳で連邦軍に入営する者は、2011年の689人（うち女性57人）から2017年の2128（同448人）に増加した¹⁸。2002年2月に発効した「武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書」の精神に照らして、ドイツが18歳未満の「子ども兵」を募集しているのは問題と言わざるを得ない。

2013年12月、ドイツ初の女性国防相となったウルズラ・フォンデアライエン（CDU）は翌年6月4日、「リードする連邦軍－積極的に、魅力的に、別のやり方で」を公表、魅力的な職場としての連邦軍をアピールした。また、同年11月19日のベルリンなど各地に、キャリアアップを望む若者を連邦軍に誘う「連邦軍ショップ」を開設した。

2015年2月26日、連邦議会は、労働条件・俸給・年金などの面で連邦軍の魅力を高めるため、その名も「連邦軍魅力増進法」を可決した。同年6月11日には、初の「連邦軍の日」として、連邦軍の兵舎や事務所が公開された。毎年続けられているこの「連邦軍の日」も、連邦軍の魅力を一般社会にアピールする機会に位置づけられている。冒険キャンプ、兵器見本市、コンピューターゲーム、戦争映画、「ガールズデー」など、あの手この手で若者が軍隊や戦争を「普通」と思うだけでなく、積極的な関心を持ち熱中するよう仕向ける装置が設けられ、若者雑誌も媒体として利用されている¹⁹。

学校も例外ではない。連邦軍は、2008年のノルトライン＝ヴェストファーレン州を皮切りに、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ザールラント州、ザクセン州、ラインラント＝プファルツ州、バイエルン州、ヘッセン州、メクレンブルク＝フォアポンメルン州の各州文化省と協定を結び、青年将校を教室に送り込んでいる²⁰。教育科学労働組合（GEW）や「軍なき学校」などの市民団体は、この動きを強く警戒している。

2016年5月10日、フォンデアライエン国防相は「4半世紀続いた連邦軍の収縮はおしまいだ。連邦軍にとり再び成長する時だ」と発言、軍備増強の意向を明確にした。同年7月13日に発表された防衛省の『安全保障政策と連邦軍の将来に関する白書』は、「経済的・政治的・軍事的意義に基づき・・・グローバル

な秩序を共に積極的に形成する責任」(22頁)を語り、連邦軍が「これまでにない類・規模の危機・紛争に対峙」(137頁)し、柔軟で機敏な「複数役割能力」(Mehrrollenfähigkeit, 98頁)を備えることを強調している²¹。

他方で国外派兵については、「たとえばアフガニスタン・バルカンにおける同盟の安定化出動は、複雑な安全保障環境で危機を食い止め克服するのに、安定化進展を維持し強固にする長期的で信頼できる取り組みが必要であることを示している」(65頁)と、きちんとした決算を避けている。一般論としても、「連邦軍は、ドイツ安全保障政策の戦略的優先順位の実行に貢献する状況になければならない。ダイナミックに変化する周辺環境、我々の組織化・指導要求、我々の NATO・EU における取組は、連邦軍の任務範囲の恒常的な即応化・順応性を要求している」(88頁)と記すだけで、それまでの系統的な派兵政策を追認するのみである。つまりそれは、危機を羅列し軍事的な消極性・抑制が問題だという印象を掻き立て、軍事的エスカレーション自体が問題の一部だという認識を一切欠いている。ドイツは世界有数の武器輸出国であり、このような文書が軍需業界の要望に込んでいる面も見逃せない。

ちなみに核兵器についても、「核兵器が軍事対決の手段であり得る限り、核抑止の必要性は存続する。・・・ドイツはニュークリア・シェアリングを通じて、同盟の核政策とそれに関する計画に組み込まれ続ける」(65頁)とあり、何ら新味がない。

フォンデアライエンが EU 委員長としてブリュッセルに転出したのに伴い、2019年7月に国防相を引き継いだアネグレット・クランプ＝カレンバウアーは、翌年7月23日、新たな「故郷防衛のボランティア奉仕活動」としての「ドイツのための君の一年」構想を発表した。2021年4月6日に運用が始まったこの制度は、既存の志願兵役(7～23カ月)を補充するもので、国外派兵を嫌う若者向けに、3カ月の基礎訓練と4カ月の専門訓練の後、居住地付近で6年間に5カ月の予備役務を提供する。「郷土防衛」(Heimatschutz)は元来極右的な概念と言えるが、ここでは自然災害や事故、あるいはコロナ対策などの職務の支援を含意する。しかし、軍と技術支援庁 (THW)・赤十字との境界は不明確であるし、そもそも月額1400ユーロの報酬は他のボランティア(250～300ユーロ)と明らかな格差を生むことになる。

5. 平和運動の「白鳥の歌」?

2009年、ハノーファー・マルクト教会のクリスマス・イブ礼拝で、マルゴット・ケー

スマン牧師は、「アフガニスタンでいいことは何もない」という痛烈な説教を行った。翌年、ドレスデン聖母教会での元旦説教でも、彼女は同じ言葉を繰り返した。ケースマンはまた、『シュピーゲル』2014年8月11日号のインタビュー記事「タリバンとともに祈る」で、正義の戦争を否定し、「コスタリカのように、ドイツも軍隊を放棄すればよいと思う」と、軍隊なきドイツへの希望を表明した。

2014年は、ウクライナのクリミアで2月末から翌月初めにかけて、ロシア系武装勢力の議会占拠に続き、ロシア軍があつと言う間に半島を実効支配する一方、中東では6月、「イラク・レバントのイスラーム国」(ISIL)が、イラク第2の都市モスルを電撃的に制圧、最高指導者が全世界のイスラーム教徒の頂点に立つ「カリフ制国家」の樹立、「イスラーム国(IS)」への改称を宣言するというショッキングな国際状況が現出した年である。そうした中で、「タリバンとともに祈る」というケースマンの平和主義的発言は嘲笑や反発を招いた。ドイツ福音主義教会(EKD)常議員会議長としてケースマンの前任者だったヴォルフガング・フーバーは、「我々がコスタリカのような国だったらと想像しても、何の役にも立たない。別の国なのだから」と論評、ドイツの政治に対し、「個人的平和主義」ではなく、「他の人々をいかに暴力から守れるかという問題が、自分自身をいかに暴力の行使から守れるかという問題と同じくらい重要な責任平和主義」を主張した。

この年9月1日の『フランクフルター・アルゲマイネ』紙は、かつて街頭を群衆で満たした平和主義は一昨日の理念だとほとんど冷笑する「平和主義-白鳥の歌」という記事を掲載した²²。この記事の背景には、「カップ・アナムア/ドイツ救急医」や「グリーン・ヘルメット」の救援機関を立ち上げたルーペルト・ノイデックが、「私は、自分の哲学の純粹さ、自分の平和主義ゆえに人々が亡くなるのは嫌だ」と発言したことがあった。「隣人愛問題の過激派」と呼ばれるほど、人間の生命・尊厳・権利のために闘ってきたノイデックの問題提起は、たしかに重い意味を持っていた。

よりによってナチス=ドイツのポーランド侵攻からちょうど75年目の同じ9月1日、連邦議会は、イスラーム国の攻撃に晒されている北部イラクへの武器供与を可決、紛争地域には武器を送らないという原則を自ら踏みにじた。2015年12月4日には、イスラーム国掃討のために、第二次世界大戦後最大の1200人規模のシリア派兵を決議した。しかし、平和主義を退けて、暴力の連鎖に終わりが見えただろうか。

2021年6月29日、ドイツ連邦軍は、約20年駐留し地上戦も行ったアフガニス

タンからの撤兵を完了した。延べ16万人の兵士、125億ユーロの戦費を費やし、59名の連邦軍兵士、そして何よりも10万人もの現地民間人の犠牲を出して得られたものは何だったのか、真剣な検証が求められる。

8月15日、タリバンが首都カブールを一気に制圧した。最後の米国大使館員は大使館の屋根から直接ヘリコプターに乗って退避、翌日から26日まで約460人の連邦軍兵士が5347人のドイツ人・欧州人・現地協力者の疎開を遂行した。

アフガニスタンの混乱状況を踏まえてケースマンは、今日でも「アフガニスタンでよいことは何もない」と同じことを言うにしても、アフガニスタンの人々の悲惨の状況に対してまず謙虚さ、そして創造性が求められると述べている。肝心なのは、軍事介入で外から平和をもたらし民主主義を輸出するという考え方が誤りであることが改めて証明されたことである。マーティン・ルーサー・キングはかつて、イエスの残した戒律で一番難しいのが「汝の敵を愛せよ」だと言ったが、たとえ人権を軽視するタリバンであっても、対話を続けなければならないし、現に米国もドーハでタリバンと交渉してきたのではないかとケースマンは指摘した。

現在、連邦軍兵士が国連「多元統合安定化派遣団」(MINUSMA)とEU「訓練ミッション」(EUTM Mali)の枠組で派兵されているマリが、第2のアフガニスタンになるのではないかと懸念されている。2021年8月15日のテロ攻撃で15人の兵士が死亡するなど、MINUSMAだけで2013年の派遣開始以来、145人が犠牲になっている。たしかに、平和へのアプローチは複雑で困難である。それでも、そのために必要なのが武力ではなく対話と非軍事の平和奉仕であることは、故・中村哲氏が身をもって示している。

6. 極右対策としての徴兵制？

2人の女性国防相が頭を痛めたのが、連邦軍における極右傾向である。2017年2月3日、連邦軍のフランコ・A中尉がヴィーン空港のトイレに隠していたピストルを持ちだそうとして拘束された。Aは2013年、連邦軍兵士として人種差別主義的・陰謀論的な修士論文を提出、2015年の「難民危機」に乗じてシリア難民を装って認定を受け、難民によるテロ事件を画策していた。2016年、Aはストラスブル近郊の第291猟兵大隊でマクシミリアン・Tと知り合う。Tらの逮捕・取り調べの結果、彼らは極右ネットワーク「北十字」(Nordkreuz)のメンバーで、内戦のシナリオを構想し、クラウディア・ロート(緑の党)ら政治家や難民支援者の殺害リストを作成していることが明るみになった。検察は2018年10月、Tに対

する捜査手続きを中止、Tは翌月から、連邦軍現役将校の副業として極右政党「ドイツのための選択肢」(AfD)のヤン・ノルテ連邦議会議員の議員秘書も務めている²³。

「事実は小説より奇なり」を地でいくような「フランコ・A事件」に衝撃を受けたフォンデアライエン国防相は、5月1日付で連邦軍関係者宛の公開書簡を発表、「連邦軍に属する者としてどのような態度をとるのか、民主的機関においてどの程度の意見の範囲が許されるのか、どこで過激主義への限界を越えることになるのか」といった問題提起を行い、実態解明への協力を求めたが²⁴、結果的には連邦軍兵舎からナチスのシンボルや国防軍の記念物が取り除かれた程度に終わった。

クランプ＝カレンバウアー国防相は、精鋭特殊部隊(KSK)の極右問題に直面した。2020年初頭、連邦軍の傍聴機関である軍事保安局(MAD)は、あらゆる階級の連邦軍兵士18万人のうち極右の疑いがあるのは550人(0.3%)であるものの、KSKでは1年間に20人に倍増し、他の部門よりも発生率が5倍高いことを明らかにした²⁵。原因は、隔絶された部隊の中で培われたエリート意識にあるとされた。

国防相は5月に、KSKにおける極右傾向を調査するための作業グループを立ち上げ、2021年6月9日、エバーハルト・ツォルン統合幕僚長が、KSKに関する最終報告書を提出した²⁶。国防相は9月、KSKから弾薬4万8000発、爆薬62キログラムがなくなっていることを特に重大視、KSKの3中隊を残し2中隊を解散する意向を示したが、総選挙直前でどれだけ実効性を伴うのかはわからない²⁷。

2020年7月4日、ヘーグル軍事監察官は、職業軍隊の方が極右の蔓延を招くとの懸念から、徴兵制再導入を提唱した。これに無条件に賛同したのは、もともと徴兵制の復活を求めるAfDのみで、アンドレ・ヴェストナー連邦軍協会会長は「分析・議論自体は歓迎する」との見解にとどまった。ヘーグル軍事監察官の提言でそもそも疑問なのは、職業軍隊が「国家の中の国家」に陥る危険があり、徴兵制の軍隊が「社会の鏡」だと割り切れるのかという点である。

こうした議論とは別次元で欧州には、ロシアの脅威やトランプ米大統領の登場といった安全保障環境の変化と志願制軍隊の行き詰まりを理由に徴兵制を再開した国が存在する。スウェーデンでは、2010年から中断していた兵役が、2017年7月1日を期して復活、翌年からは女性も対象となった。1997年10月の法律で徴兵制を段階的に廃止したフランスでは2018年6月27日、軍務を含む「普遍的国民奉仕」の義務が閣議決定された。

こうした情勢や連邦軍の人員・装備両面の不足に関する報道を受けて2018年8月に行われた世論調査で、連邦軍への信頼は、「あまり信頼していない」54%、「信頼している」37%と、徴兵制が「中断」された2011年（36%・53%）とは対照的に、否定的な意見が多数を占めた²⁸。徴兵制「中断」に対する評価は、2011年には「正しい」50%、「兵役を維持すべき」35%であったが、2018年には43%・41%と拮抗するようになった。また、徴兵制の再導入については「賛成」32%、「反対」45%、「わからない」23%であった。

これらの数値は、市民の関心が、兵役自体の当否よりも、連邦軍がその任務を遂行できるかどうかに向いていると解釈できる。もっとも、2024年までに軍事費支出をGDPの2%以上に増やす2014年のNATOの目標を実際に達成した場合、それで生じる市民生活への影響の度合いによっては、批判的な声が高まるであろう。

おわりに

日本でしばしば戦後デモクラシーの模範のように目されているドイツは、NATOの一員として、2012年第二次安倍政権登場以降急激に進む日本の軍事化を支持している。ドイツ政府は2014年7月2日、安倍内閣による集団的自衛権行使容認の閣議決定を、国連憲章に照らして「きわめて普通の通常なステップ」で、それにより「日本が、国連平和維持部隊により強力に参加できるようにもなる」として「明確に歓迎」、「日本政府が事前に、その決定を下すのを、特に近隣諸国に対して、非常に透明にしようとするのも歓迎した。いわゆる「戦争法」に関しても2015年9月18日、日本国内の強い反対運動に配慮してか多少トーンダウンしたものの、「日本の安全保障政策上の役割の拡大自体は全く歓迎すべきもの」と、立場を変えていない。

そのドイツは2020年9月1日、「インド太平洋ガイドライン」を閣議決定した²⁹。「インド太平洋」の地理的な境界線は必ずしも明確ではないが、NATOの枠内で、サイバー防衛、海洋安全保障、人道的援助・災害救助、テロ対策、軍備管理、また女性・平和・安全保障などの分野で、オーストラリア、日本、ニュージーランド、韓国といったインド太平洋諸国を含む「世界におけるパートナー」(Partners Across the Globe)との関係を拡大しようとしている。特にサイバーセキュリティ政策協力、デジタル・トランスフォーメーション、キーテクノロジー、海洋秩序の維持などの分野では、日本との協力が明記されている。

ドイツは2019年4月より、フランスとともに「多極主義のための同盟」を主

導³⁰、2021年5月19日には「多極主義白書」を閣議決定した³¹。そこでは、人道援助や気候変動、コロナ対策での多極的協力だけでなく、軍事面の「世界中における平和と安定のための多極的な出動とミッション」が強調されている。それを裏付けるように、2021年8月2日ドイツを出港した海軍のフリゲート艦「バイエルン」が、8月29日アデン湾で、海上自衛隊の海賊対処部隊の護衛艦「ゆうぎり」と共同訓練、11月4～5日には護衛艦「さみだれ」と共同訓練を行い、5日、ドイツの軍艦としては2002年の「メクレンブルク＝フォアポンメルン」以来19年ぶりに日本に寄港した。駐日ドイツ大使館は若者向けのサイトで「おかえりバイエルン」と能天気な発信をしているが³²、カイ＝アヒム・シェーンバッハ海軍総監は、2023年にドイツの軍艦が日本に再寄港する意向を示している³³。この動きが、日米仏共同訓練（2021年5月）、英最新鋭空母やオランダのフリゲート艦の横須賀寄港（同9月）と無関係であるはずがない。「多国籍主義」の名で多国籍艦隊が形成される動向には、十分に注意する必要がある。

9月26日の総選挙を経て、SPD・緑の党・FDPによる11月24日の連合政権協定では、NATO・EU・米国によるロシア・中国包囲が肯定され、アフガン戦争の惨憺たる失敗にもかかわらず、連邦軍の国外派兵は継続、無人攻撃機の投入すら容認されている³⁴。核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加は歓迎できるものの、「ドイツの地から平和のみが発する」までの道のりはまだ遠い。

〈註〉

¹ 小田実『随論 日本人の精神』筑摩書房、2004年、108-109頁。

² Elisabeth Noelle/Erich Peter Neumann (Hrsg.), Jahrbuch der öffentlichen Meinung 1947-1955, Allensbach, 1956, S.372f. und S.377.

³ 三浦耕喜『兵士を守る―自衛隊にオンブズマンを』作品社、2010年、参照。

⁴ 以下、一連の世論調査については、拙著『変容するドイツ政治社会と左翼党』耕文社、2015年、第4章を参照。

⁵ 湾岸戦争時のドイツの人的派遣については Christian Jentzsch, Die Bundeswehr im Golfkonflikt 1990/91, Militärgeschichte. Zeitschrift für historische Bildung, Heft 4/2020. <https://www.bundeswehr.de/resource/blob/5022396/2f476109f244b0d36b09e7785243da4e/militaergeschichte-zeitschrift-fuer-historische-bildung-heft-4-2020-1-data.pdf> auch <https://www.welt.de/geschichte/article225064487/Kuwait-Krise-1991-So-mischte-die-Bundeswehr-beim-Golfkrieg-mit.html>

⁶ Elisabeth Noelle/Renate Köcher (Hrsg.), Jahrbuch der öffentlichen Meinung 1993-1997, München/Allensbach, 1997, S.817, S.1145 und S.1123.

⁷ 拙稿「ドイツにおける「国防軍論争」」『季刊 戦争責任研究』第18号、1997年12月。

- ⁸ Vgl. https://www.hss.de/download/publications/PS_460_SPORT_08.pdf
- ⁹ その後 2014 年 11 月 15 日には、国外で死亡した兵士を追悼する「想起の森」がポツダム郊外シェヴィーロウゼーのヘニング・フォン・トレスコウ兵舎の敷地にオープンした。
- ¹⁰ ちなみにガウクは 2016 年 11 月 16 日、早稲田大学で講演し、「日本とドイツは、近年、自らの利益のためにも、国際的により多くの責任を担わなければならない」、「日本が NATO のパートナーであることは歓迎すべきこと」と、この国の軍事化を側面支援する発言をしている。
- ¹¹ https://www.swp-berlin.org/publications/products/projekt_papiere/DeutAussenSicherhpolt_SWP_GMF_2013.pdf
- ¹² Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 2003-2009, Bd.12, Berlin/New York 2009, S.300f.
- ¹³ FAZ, 26.5.2010.
- ¹⁴ Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 2003-2009, a.a.O., S.318f.
- ¹⁵ 拙稿「徴兵制「停止」に向かうドイツの政治社会—軍事化の中の民主主義と人権」『立命館法学』第 333・334 号（2010 年第 5・6 号）、2011 年 3 月参照。
- ¹⁶ Ebenda, S.316f.
- ¹⁷ <https://www.sueddeutsche.de/politik/rekrutenmangel-weniger-wollen-zur-bundeswehr-1.2792371> Vgl. <https://de.statista.com/statistik/daten/studie/38401/umfrage/personalbestand-der-bundeswehr-seit-2000/#professional>
- ¹⁸ <https://www.sueddeutsche.de/politik/bundeswehr-mit-17-jahren-in-die-kaserne-1.3818634>
- ¹⁹ <http://www.taz.de/!5083857/>
- ²⁰ https://www.gew.de/index.php?eID=dumpFile&t=f&f=24443&token=639b83092054a1cb0a307da282b5626736ec2605&sdownload=&n=Einsatzgebiet_Klassenzimmer-WEB.pdf
- ²¹ <https://www.bmvg.de/resource/blob/13708/015be272f8c0098f1537a491676bfc31/weissbuch2016-barrierefrei-data.pdf>
- ²² <https://www.faz.net/aktuell/feuilleton/deutschland-der-pazifismus-und-der-krieg-13128310.html>
- ²³ <https://taz.de/taz-Recherche-zu-rechtem-Netzwerk/!5634114/>
- ²⁴ <https://www.bmvg.de/de/aktuelles/offener-brief-der-ministerin-11324>
- ²⁵ <https://www.welt.de/politik/deutschland/article205345539/MAD-550-Bundeswehr-Soldaten-unter-Rechtsextremismus-Verdacht.html>
- ²⁶ <https://www.bmvg.de/de/aktuelles/generalinspekteur-legt-abschlussbericht-ksk-vor-5092704>
- ²⁷ 国家機関における極右の浸透は連邦軍のみならず、警察・司法・公安機関でも認められる。Matthias Meisner/Heike Kleffner (Hr.), Extreme Sicherheit: Rechtsradikale in Polizei, Verfassungsschutz, Bundeswehr, Freiburg im Breisgau 2019. 2018 年 8 月 26 日、ザクセン州ケムニッツで 35 歳のドイツ人男性が、シリア国籍とイラク国籍の男に殺された事件をきっかけに起こった粗暴な極右デモについて、ハンス＝ゲオルク・マーセン連邦憲法擁護庁長官は 9 月 7 日、「ケムニッツでの人間狩りに関するメディア報道に疑念」があると、公然とメルケル首相の認識に異議を唱えた。また、2020 年 11 月 7 日、ライブツイヒ中心部での「反コロナ・デモ」は、「COVID-19 は普通のインフルエンザと比べて特に危なくない」というイデオロギー的理由からパウツェン上級司法裁判所によって許可されたと指摘されている。
- ²⁸ FAZ, 15.8.2018. https://www.ifd-allensbach.de/fileadmin/kurzberichte_dokumentationen/FAZ_August2018_

Bundeswehr.pdf

²⁹ <https://www.auswaertiges-amt.de/blob/2380500/33f978a9d4f511942c241eb4602086c1/200901-indo-pazifik-leitlinien-1-data.pdf>

日本語版は <https://japan.diplo.de/blob/2438992/70ef66958d1b62e3814538c9d35a3f37/indo-pazifik-leitlinien-japanisch-data.pdf>

³⁰ <https://multilateralism.org/>

³¹ <https://www.bundesregierung.de/breg-de/suche/weissbuch-multilateralismus-1915336>

³² <https://young-germany.jp/2021/11/%E3%81%8A%E3%81%8B%E3%81%88%E3%82%8A%E3%83%90%E3%82%A4%E3%82%A8%E3%83%AB%E3%83%B3/>

³³ <https://www.bundeswehr.de/de/organisation/marine/aktuelles/indo-pacific-deployment-bayern-aus-japan-ausgelaufen-5262822>

³⁴ https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag_2021-2025.pdf